

児童虐待問題に関する一考察(1)

—虐待概念の定義—

高 玉 和 子

A Study of Child Abuse

—definitions of child abuse—

Kazuko Takatama

はじめに 一問題の所在—

今日、広い意味で考えた場合、「暴力をふるう」という行為は、様々な形と意味をもって、我われの日常生活に深く浸透しつつあるのではないだろうか。周知の通り、家庭、学校、地域社会において、ひとつひとつ形や程度は異なっているものの、「暴力」や「力」によって問題を引き起したり、あるいは「暴力」や「力」によって問題を解決しようとする傾向は、今日ますます強くなっているように思われる。確かに、現在の社会は、国内に限っていえば、平和と安定が一応のレベルで保たれていると言ってよいだろうし、国論を二分し、相争うような対立や、さらには暴動、流血といったような暴力が横行しているような社会ではない。もちろん、人間の住む社会のことであるから、様々な争いや、争いによって傷つく人びとが多くいるであろうことは言うまでもないことである。そういう問題はいつの時代にも、どこの国にもあった。しかし、今日の社会は、それにしては外的な繁栄と安定に比べて、「暴力」や「力」の論理によって問題を解決しようと、人びとが争っている姿が何と多く、また深刻な形をとっていることだろうか。つまり、我われを取り巻く社会は「暴力」や「力」の論理によって、問題の結着をはかるとする生活態度が生活の奥深くまで入り込んで、「日常化」しつつあるというのが、現実の姿であると考えられる。

問題の根は深く、解決方法は簡単にみつかるようなものではないだろう。というのも、複雑で多様な状況のもとで、問題自体が錯綜しながら展開しているので、「暴力」に訴えることの良し悪しを、単純にモラルの問題や

制度の問題として考えただけでは、問題の本当の所在を認識し、さらに解決のための有効な方法をみつけだすことはできない。そのためには、まず、暴力が関係する具体的な問題をひとつひとつ取り上げ、それについて有効な解決方法をみつけていく、そうした作業をひとつひとつ蓄積していくなかから、個々の問題がもっている内容の共通性や一般的な傾向がみいだされるのではないか。そして、このように個別的な問題解決から導き出された方法が少しづづ広範に適応されることにより、少しづつ確実性の高い方法もみつかるのではないか。

このように考えると、今、我われが考え、そして取り組まなければならないことは、広く一般的な原則や普遍的な理念を求めて、思索の努力を重ねることではなく、とりあえず、現に起っている問題のなかから、まずは個別的なテーマに注目し、データを集め、整理、分類しながら、暫定的な作業規定ないし、対処の仕方を明らかにしていくことだと思われる。そのようなテーマの一つとして、私は「児童虐待」問題を選ぶことにした。

児童虐待という問題は、既存の文献によると多くの場合、親の個人的な病理的原因によってひきおこされると考えられているが、はたしてそのように言えるのだろうか。直接的には個人的な原因によるものが多いとしても、そこには社会的、経済的な原因も深く関係しているのではないか、と仮定したい。そこで、このことを明らかにするために、児童虐待の性格特徴を個人的側面と、社会的側面に分けて検討してみることにしよう。このような検討を通して、今日、児童虐待問題が医学に偏った形で取り扱われている現状からは見落しがちな福祉的、教育的問題点も明らかになるのではないだろうか。

児童虐待は歴史的に古くから存在する児童問題であるが、これまで充分に研究されてきたといえる研究史上の流れを追うことはむずかしい。アメリカ合衆国で本格的な研究が始まったのは、「被虐待児症候群」“The Batteredchild Syndrome”という名称の名づけ親として著名なC.H.ケンプによる1960年代以後のことである。主としてアメリカの影響を受けながら、わが国でも本格的に取り上げられるようになったのは、1970年代に入ってからのことであるから、近年20数年の歴史しかないわけである。しかも、その取り上げ方に著しい特徴がみられる。それは医学、それも精神医学を中心にして取り組まれてきたことである。たとえば、今日わが国で、児童虐待についてまとまつた唯一の研究書（『児童虐待の病理と臨床』）を著わした池田由子氏は国立精神衛生研究所の精神科医であり、また雑誌論文の大半も、医学、公衆衛生関係に集中している。あるいは、最近の傾向として、より広く「家庭内暴力」という視点から児童虐待を取り上げている研究者に我妻洋氏がいたが、氏は社会学者である。つまり、児童虐待問題は、多問題家族として把握し、家庭福祉論、児童福祉論のテーマとして取り組まれる上で様々な課題があると思われるのだが、社会福祉の研究者や実践家達は、これまでそれに見合うだけの注目と取り組みを行ってこなかったように思う。

従って、この論文では、これまでの文献等を整理・検討しながら、社会福祉的問題点があるとすれば、それは何であり、その対策はどうなされるべきかということを考えてみたい。

1 児童虐待とは何か

「児童虐待」を検討の素材として取り上げ、児童福祉活動の実践体系のなかに位置づけるという作業は、今日、医学、公衆衛生、教育、法律の分野で取り組まれているほど、作業そのものは進んでいない。また作業の前提となる基本的な概念の設定と、その性格規定を明確にするという検討も、今日十分に行われているとは言えない。

更に、社会福祉の課題としての児童虐待を位置づけ、検討すること自体、わが国の社会福祉と、欧米とりわけアメリカ合衆国やイギリスの社会福祉と比較した場合に、欧米における関心の深さと、取り組む体制や実践内容の進み具合の広範さという点でも、わが国における関心や取り組みは、はるかに遅れている。

なぜ、そういう状況が生まれたのか、という歴史的事情の検討は、比較文化論のテーマにまで及ぶ広範な問題

であるから、ここではそうした虐待問題発生の由来について、あれこれと詮索するような研究は取り上げないことにしたい。むしろ、こうしたテーマは、別個の独立した研究課題にすることが適当であると思われる所以、この論文の取り扱う範囲の外に置くことにする。

さて、そこで筆者が検討しようとするテーマは、歴史的研究、あるいは比較文化的研究を離れて、現実に個々の虐待はどのようにして起り、それに対してどのような対応がとられているかという、実際的テーマを正面にすえ、その実態を明らかにするという作業を通して、問題の解明に取り組むこととする。しかし、そのためには一応の仮説として、児童虐待とは何か？という概念の性格規定に関する整理に触れておかなければならない。

まず第一に、児童虐待の概念規定をする上で、筆者が資料の上から受ける印象は、その「定義の曖昧さ」と呼ぶべき状況があることである。新田・藤井・臼井等によれば、そこには「定義づけることはかなり困難で、単なる事故から生じたものと鑑別し得ない場合¹⁾」がしばしばみられるという。つまり、虐待を偶然の事故とみるか、故意による意図的な暴力なし放置とみるか、その判別基準を示すことは実際場面にぶつかった時、きわめて難しいと指摘している。このことは、熊谷文枝によって更にくわしく、そこにつきまとめて微妙な問題のあることが示されている。それを次に紹介しよう。

虐待は、幾通りにも定義でき、その各々があいまいさを持っているのである。子ども虐待を定義するうえで、一番の問題点は、親の虐待行為が発生する状況により、その意味合いが異なったものとなってしまうという点である。つまり、行為者の意図、行為が受給者に与える影響、行為観察者の行為に対する価値判断、そして、その価値判断の基準のよりどころにより、虐待行為の意味合いが異なってくる²⁾。

熊谷によれば、虐待を定義することの難しさは、大きく二つの理由から成り立っている。その第一の理由は、虐待が「発生する状況」のちがいによって、虐待の意味する内容も異なったものとなる。従って、同一の行為、事件であっても「状況」が異なれば、ある場合には「虐待」となり、他の場合には親の子に対する「しつけ」になるということが考えられる。第二の理由は、行為を判断する側の問題である。つまり、ある行為を虐待とみなすか、そうでないとみなすかは、判断する者の価値観やモラル、あるいは広い意味での生活態度によって異なることがあるというのである。

例えば、厳しいしつけの家庭環境に育った者は、比較的ルーズをしつけのもとで育った者の場合に比べて、かなり苛酷とみえるしつけであっても、それを虐待と結びつけてみることは少ないのでないだろうか。このことは、必ずしも虐待者のモラルだけにあてはまるものではない。ソーシャルワーカーとか、保健婦、看護婦、更には医師、教師といった虐待の直接場面に関わることの多い専門家の間においても、妥当するとみることができる。

そのことは多分、治療、処遇にたずさわる者として、虐待をどう見るか、従って、治療、処遇をどのように行なうかという、専門的職業の内容、実践活動の目標設定にあたっても、目に見えないところで大きく影響を与えているはずであり、しかも人間が人間を取り扱う職業なら、どこにでも不可避につきまとうテーマではないだろうか。問題は、児童虐待の場合、そういった親、専門家といった被虐待児の周辺にいる関係者たちのモラルや価値観が、「虐待」問題を構成する要因としては必須なものであるため、その個別的多様さに左右されて、虐待を客観的に定義することが難しいという点である。

つまり、熊谷のいう「発生する状況」のちがいとは、被虐待児にとって、環境的要因を指し、「行為観察者の行為に対する価値判断」とは、被虐待児にとって、人的要因を指している。このように要因には多義性、流動性があるため、虐待を定義することは難しいのである。従ってどのような定義であれ、大なり小なりそこには曖昧さがつきまとうことになる。そのことは、わが国の研究者だけが悩んでいる問題ではないようである。一例として、バレンタインとアカッフ (Valentine and Acuff) が、「現在、一般に認められうる定義で定まったものなく、専門家達の間でも変わりつつある」³⁾ と指摘したのは1984年のことであった。

2 アメリカ合衆国における児童虐待の定義

次に、我われが考えなければならないことは、そうした定義の曖昧さを前提としながらも、実際的な虐待場面からとりだされた、事実としての虐待を整理し、分類する作業を通じて、虐待の作業仮説というべき見解を検討することである。この点で我われが学ぶことのできる資料は、日本の文献よりも欧米、とりわけアメリカ合衆国における文献のうちに、より多くの素材をみることができる。

その代表的なものは、わが国にも「被虐待児症候群」(The Battered-child Syndrome) の命名者として知られ

ているケンプ (C. Henry Kempe) による定義であろう。ケンプはこの概念を定義する為の手続きを、「一つのアプローチは、児童が提示する様ざまな徵候を観察することであり、他のアプローチは、児童の世話をしている成人（両親、保護者、友人）の行動を観察することである」⁴⁾ と述べているように、虐待の結果を丹念に観察することと、虐待者と予想される人びとの態度、行動から虐待原因を推理し、その原因と結果の関係を様ざまな証言や医学的検証によって結びつけていく方法をとっている。

そこで、はじめにケンプによる定義の内容について、1962年論文と1978年刊「Child Abuse」によりながら紹介してみたい。

これまで述べたように、現在に至るまで関係者間で承認が得られるような定義はなかった。ケンプの1962年に書かれた論文 “The Battered-child Syndrome” は、「Battered-child Syndrome という用語は、親あるいは養育者により、ひどい身体的虐待を受けた症状を特質づけるためにつくりだされたものであり、これまで医師やソーシャル・ワーカーによって不審なキズ(unrecognized trauma) とされてきたものである。……子供の年齢は三歳以下が多く、栄養不良など健康状態も水準以下で放置、養育忌避(neglect) の様相をともなうことが多い」と述べられている⁵⁾。

ここにでてくる battered は abused よりは狭義の意味で用いられ、身体的虐待に限られており、また、neglect とは別の概念として用いられていた。しかし、16年後の1978年に書かれた著書 “Child Abuse” によると、以下の四範疇に分類されている。すなわち、1) 身体的暴力 (physical violence), 2) 身体的並びに情緒的放置 (physical and emotional neglect), 3) 情緒的虐待 (emotional abuse), 4) 性的虐待 (sexual exploitation) である。この定義をさらに詳しく紹介すると次のようになる。

1) 身体的暴力

身体的暴力には、児童に対して加えられた身体的に有害な行為が含まれる。それは、打ち傷、火傷、頭部裂傷、骨折、腹部損傷、毒害といった何らかの苦痛をともなう危害によって通常は定義される。苦痛をともなう危害は医学的配慮を必要とする。

2) 身体的並びに情緒的放置

放置は虐待のきわめて隠陥な形である。そして、もし医師や看護婦との接触がなかったなら、長期間にわたって持続し、注意も払われることがなかつたであろう。放置には、児童の健康、安全、福祉を保護する上

で適切に行動すべき両親の失敗が含まれている。身体的放置には、栄養補給の上での放置、医学的治療を受けさせることの失敗、あるいは身体的、社会的危険から児童を保護することの失敗が含まれている。栄養補給上の放置は一単に食糧が充分でなく、風変わりな常食も加えて一幼児にとって不充分なカロリーの食事を与えることから起る。失敗をひきおこすことが疾病によることもあるが、全ケースの半分以上は不充分な栄養補給によっている。

3) 情緒的虐待

情緒的な虐待も、たいていは身体的虐待から起る。すなわち、順調な身体的保護から起こることもあり、発達しつつあるパーソナリティにおける様ざまな損傷として苦痛を負うこともある。さらに一般には、児童に継続的に恐怖感を与える、しかりつけ、拒絶することによって、情緒的虐待の巧妙な形がみられる。

4) 性的虐待

性的虐待は、近親相姦、性的いたずら、強姦といった行為を通じて、未成熟な児童を虐待することを意味している⁶⁾。

まず、1978年の著書は1962年の論文よりも児童虐待の定義を広義にとらえており、1962年論文は、“The Battered-child Syndrome”(「被虐待児症候群」)の題名からもわかるように、主として身体的暴力に着目し、そのうえで放置、養育の忌避(neglect)と、児童の身体面に現わされる虐待の事実に限定した。しかし、1978年の著書になると、前述の四カテゴリーは、1) 身体的暴力に関しては、前論文の定義をそのまま受け継いでいる。2) 身体的並びに情緒的放置においては、身体的放置は前論文の定義にも含まれていたが、情緒的な放置には触れていなかった。それが、ここでは情緒的虐待や性的虐待の定義も包含されるようになっている。

この定義にみられる拡大の傾向は、「児童虐待防止協会」(The Society for the Prevention of Cruelty to Children: SPCC)活動が急速に発展し、医療機関における虐待に対する認識の拡がりが顕著となり、1963年成立の児童虐待通告法(the child abuse reporting law),ついで1970年代に二つの全国児童虐待・放置防止治療センター(The National Center for the Prevention and Treatment of Child Abuse Neglect)が創設され、児童虐待問題が集中的に取り上げられ、本格的な研究も開始されたことによって、児童虐待は狭義の身体的な側面に限られるわけではないという認識を確立してきたことによっている。

次に、バレンタインとアカッフ(Valentine and Acuff)による虐待問題の整理の仕方をみると、身体的暴力、身体的放置、および性的虐待の定義は、虐待あるいは怠慢行為があったということの事実や証拠に焦点を合わせた法律的観点からの取り組み、および虐待的ないし怠慢的行動について診断可能な身体的影響に焦点を合わせた医療的観点からの取り組みがあると指摘している。そして、このことは今日一般に、専門家の間でも承認(サンクション)可能な範疇に入っているとされる⁷⁾。

そこで、筆者もまず法律的観点から取り上げられる定義をまとめてみたい。アメリカ合衆国で最初に、つまり1974年1月に制定された「児童虐待防止・処遇法」(the Child Abuse Prevention and Treatment Act of 1974)の条文のなかには、「児童虐待並びに放置」について以下のように定義されている。

児童虐待並びに放置とは、児童の健康や福祉が害されたり、もしくはおびやかされるような環境のもとで、児童の福祉に対し、責任を持つべき人による、18歳未満の年齢の児童の身体的もしくは精神的傷害、性的虐待、怠慢な取り扱い、もしくは不当な取り扱いを意味する。

バレンタインとアカッフは、そもそも虐待概念の曖昧さがもたらす弊害を避ける意味から、できるだけ対象を限定し、「取り扱う方法や問題の明確化に方向づけをする⁸⁾」ことに注目して定義を試みているが、彼らによると、限定した上で明確化された問題とは、1) 裁判に関わる法律、2) 児童に及ぼされる危害に関する医療、3) 児童、両親、家族、地域社会そしてこれらの間における相互作用の力動性に関するソーシャルワーク、の三つに分けられる。

1) の法律的観点からみた問題の取り扱いは、虐待や怠慢な取り扱いが行われた結果としての事実や証拠に焦点を合わせているので事後の処置に対応するように設定されている。

他に、法律的観点から行なわれる予防として、1963年から64年にかけてアメリカ国内の各州毎に児童虐待の事実を通知することを義務づける法律ができた(the child abuse reporting law)。これは、我が国にも児童福祉法第二十五条に、通告を義務づける条文があるが、こちらはほとんど活用されていない。それに比べると、アメリカにおける通告義務法令は、制定以後実効性のある働きをしたためであろうか、報告される虐待件数は大幅に増えた。例として、マサチューセッツ州における児童虐待

第1表 児童虐待通告件数（マサチューセッツ州）

年 度	件 数
1965	101
1970	175
1973	195
1974※	700
1975	2,238
1976	4,000

※ この年、通告を義務づける法令が成立
(我妻洋、「家族の崩壊」、文芸春科、1985年、172頁。)

通告件数の年次変化をみると、1974年を境にして増え、1975年は一挙に前年の三倍にはねあがっている(第1表を参照)。

このように、法律によって児童虐待の定義がつくられ、児童の人権侵害の角度から社会問題として取り上げ、医師、看護婦、教師、警察、保護観察官、福祉相談員等各種専門家に、児童虐待の事実を直視するよう促し、その為に通告義務の法令が制定されたことは、もはや養育上の行き過ぎに対して、単に家庭内問題として扱うのではなく、社会問題として周囲に警告を鳴らすことが必要であるということを意味している。

従って、以後は改めて家庭における養育とは何か、また、そこにおける親の権威とは何か、という問題を考えざるを得なくなった。とりわけ、しつけの問題と虐待との間にひかれる基準とは何か、そもそも家庭における児童は、親にとっていかなる存在であるのか、という問題を検討することが必要不可欠なこととなってくるのである。

3 わが国における児童虐待の定義

わが国の児童虐待はどのように定義されているであろうか。

まず第一に、法律上の定義は児童福祉法によるものがある。

第二十八条（保護者の児童虐待等の場合の措置）

保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、第二十七条第一項第三号の措置をとることが児童の親権を行う者又は後見人の意に反するときは、都道府県知事は左の各号の措置をとることが出来る〔以下省略〕。

この条文には、具体的な虐待行為の内容は述べられていない。従って、虐待行為の判断については、個々のケースに即して判断すると考えてよい。しかし一方、この虐待行為とは別に、児童福祉法第三十四条には様々な禁止行為が掲げられているが、そこに掲げられた禁止行為はいざれも広義の児童虐待と考えることができる。また、それは具体的な行為の内容に触れた法律条文として、見落してはならないものである。

次に、昭和48年に厚生省が被虐待児の実態調査をした時に設けられた定義を、さらに詳しく検討し、内容的にも発展させた定義に昭和年の児童虐待調査研究会による定義があるので、次にあげておきたい。

親、または親に代わる保護者により、非偶發的に（単なる事故ではない、故意を含む）、児童に加えられた、次の行為をいう。

- (1) 身体的暴行……外傷の残る暴行、あるいは、生命に危険のある暴行（外傷としては、打撲傷、あざく（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、火傷など。生命に危険のある暴行とは、首をしめる、ふとん蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、毒物を飲ませる、食事をあたえない、戸外にしめだす、一室に拘禁するなど）。
- (2) 保護の怠慢ないし拒否……遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置（栄養不良、極端な不潔、怠慢ないし拒否による病気の発生、学校に登校させないなど）。
- (3) 性的暴行……親による近親相姦、または親に代わる保護者による性的暴行
- (4) 心理的虐待……以上の(1), (2), (3)を含まない、その他の極端な心理的外傷をあたえたと思われる行為
心理的外傷とは、児童の不安、怯え、うつ状態、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性、習癖異常など、日常生活に支障をきたす精神症状が現われているものに限る）。

わが国の児童虐待調査研究会による定義は、国際児童虐待常任委員会（ISCCA, International Standing Committee on Child Abuse）が、児童の不当な扱い（child maltreatment）について、型と程度を定義したものうち、「家庭内における不当な扱い」に依拠したものである。この定義はケンブの影響を受けており、他に、熊谷文枝による定義もこの流れに属している⁹⁾。

それに比べ、これほどには具体的ではないが、わが国で起りやすい虐待環境を考慮しながら定義している例と

して、新田康郎等による、「一般には、両親がなんらの理由もなく、子供に暴力をふるい、身体的傷害を加えたり、食物を与えず、衣類も着たまま放置しておくなどの母性の喪失、児童の養育放棄といえる」¹⁰⁾というまとめがある。これなどは、概念規定の明確さでは児童虐待調査研究会の定義には及ばないが、欧米とは文化風土の面で異なるわが国で、「両親がなんらの理由もなく」とか、「母性の喪失」という表現にうかがわれるような、わが国の児童虐待原因のなかで、かえって理由が不明確なまま虐待行為に及んでいく事實を、事實それ自体として取り出している。あえて整理すれば、このような表現にならざるを得ないのではないだろうか。土居健郎は、「彼らにはまだ、他人を他人でありながら、まさに一個の独立した人格であるがゆえに尊敬し愛するという思想が、真に根を下ろしてはいなかったように思われる」¹¹⁾ところに、「甘え」の精神構造が成立する文化的基盤をみているが、このような文化を背景とした場合、虐待の親子関係というものは、必ずしも独立した個人同士の対立、葛藤関係とみることはできない。パーソナリティの発達状態に即していえば、虐待親の多くは、心理的な親子分離、母子分離の経験を経ていないし、虐待行為に対して自覚をもっている親は多くはないのである。

ま　と　め

以上、主としてアメリカ合衆国とわが国における代表的な定義を紹介しながら、その特徴を検討してみたが、概して欧米の定義では比較的詳しくまとめられているのに、わが国ではほとんど見向きもされないテーマとして、社会福祉的アプローチにおける児童虐待の定義があることを指摘しておかなければならぬ。

バレンタインとアカッフは、前述のように、法律的観点、医療的観点に加えてソーシャルワーク的観点からの定義に触れているが、この社会福祉的アプローチには、主に四点からなる特徴がある。すなわち、1) ソーシャルワークによる介入は有益なものと考えられること。2) ソーシャルワークは、社会問題に対して「環境のもとににおける個人」を扱うようなアプローチの仕方をすること。3) ソーシャルワークは、社会の付託に応え得るものでなくてはならないこと。4) ソーシャルワーカーは、児童保護が充分になされなかつた結果に対し、情緒的、心理的発展をうながすという側面から問題解決に貢献すると考えている⁸⁾。

このように、社会福祉的アプローチの場合、問題を「社会的」な拡張のなかで把え、「環境のもとににおける個人」を対象とすると述べているように、家族、集団、学校、地域社会を含む児童の生活環境全体との関わりのなかに児童を位置づけ、その働きかけも医療や法律的アプローチが、問題を治療場面や法律関係に集約して捉える傾向があるのに対し、多方向的な視点をもっている。

次に、わが国の定義が虐待の事実を正確に把握するという観点からまとめ（それはケンブの場合も同様）、いわば実態概念としての性格が強いのに対し、欧米ではそれに加えて、問題の予防あるいは解決のための方法までも含めた機能概念としての性格をもっていることに注目したい。つまり、ソーシャルワーク的観点からの概念整理は、単に虐待の事実と因果関係だけに終始するのではなく、問題解決のための方法を含んだ力動的な概念として考えられている。従って、そこでは「問題解決」という目標を設定し、次にそこに結びつく事実と方法の設定が、作業としては必要になってくる。

ファラー（L. C. Faller）によれば、そうした状況にある専門ソーシャルワーカーには、少なくとも四つの特徴を備えた定義が必要であると考えられ、次のようにまとめている¹²⁾。

- 1) 何らかの意味で明確になった両親の行動は、怠慢にもとづく行為であれ、強制にもとづく行為であれ、身体的にしろ、精神的にしろ、その児童に向けられる。
- 2) 身体的な葛藤、あるいはその状況、心理的な損傷、あるいはその両方について、児童に即して証明できる損傷である。
- 3) 両親の行動と、児童に与える危害の間にある因果関係を明らかにする。
- 4) ソーシャルワーカーは、虐待に正当な介入と認められれば認められるほど、重要な役割を果していると感じられることが必要である。

これらの条件は、いずれも児童と両親（虐待者）の関係の実態を把握し、改善のための具体的な方法を見出す努力の必要性に關係したものであるが、トータルには、ファラーが「家族の逆機能に貢献する状況の改善とシステムの統一に焦点を合わせている」¹²⁾とまとめているように、法律や医療の場合と異なって、家族問題（family problem）として位置づけ、家族関係の改善方法を探る方向に意図的に運営しようとする。

そのために、「ソーシャルワークは個人や家族にとって有害な社会的価値や状況の変更を代弁する責任を持っている」という倫理綱領も充分に考慮しなければならぬ。

い。以上述べたところをまとめると、「定義の拡張は、虐待による損傷それ自体においてと同様に、児童と両親の行動、そして性的虐待と同様に、情緒的な虐待や放置を合体することに焦点を合わせる」ところに結論が置かれるのではなかろうか。

注

- 1) 新田康郎、藤井肇、臼井朋包、「被虐待児症候群について」、『日本医事新報』No. 2569、昭和48年7月、8頁。
- 2) 熊谷文枝、『アメリカの家庭内暴力』、サイエンス社、1983年、63頁。
- 3) Deborah P. Valentine, and Dianne Stewart Acuff, "Defining Child Maltreatment: A Multidisciplinary Overview." *Child Welfare* 63(6); Nov.-Dec., 1984, p.503.
- 4) Ruth S. Kempe, and C. Henry Kempe, *Child Abuse*, London, 1978, p.18.
- 5) C. Henry Kempe, Erederic N. Silverman, Brandt F. Steele, et al. "The battered-child Syndrome." *JAMA* 188(1): 17-24, July 7, 1962.
- 6) R. S. Kempe, and C. H. Kempe, op. cit., pp.18-19.
- 7) D.P. Valentine, and D.S. Acuff, op. cit., p.503.
- 8) D.P. Valentine, and D.S. Acuff, op. cit., p.504.
- 9) 熊谷文枝、前掲書、64-67頁。
- 10) 新田康郎、藤井肇、臼井朋包、前掲書、8頁。
- 11) 土居健郎、『甘え、雑稿』、弘文堂、昭和50年、31-32頁。
- 12) D.P. Valentine, and D.S. Acuff, op. cit., p.506.